

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける
中小事業者の「雇用維持」を支援します

新型コロナウイルス感染症対策 雇用調整助成金等の申請に係る 社会保険労務士委託料補助を開始

対象者	次の①～③すべてに該当する方 ① 多治見市内に本社のある中小事業者 ② 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の支給決定を受けている方 （令和2年4月1日～令和3年4月30日の休業に限る） ③ ②の支給申請にあたり、多治見市内に事務所を有する社会保険労務士に委託した方
対象経費	次の①～③のいずれかの経費 ① 雇用調整助成金の申請手続き ② 緊急雇用安定助成金の申請手続き ③ 雇用調整助成金等の申請に必要な就業規則等の整備
補助額	上記対象経費に該当する委託料の2/3の額（上限5万円・100円未満切り捨て） ※1事業者1回のみ
対象期間 (休業期間)	令和2年4月1日 ～ 令和3年4月30日 の間にかかる申請手続き
必要書類	①委託料補助金交付申請書 ②雇用調整助成金等の交付決定通知書の写し（岐阜労働局発行） ③雇用調整助成金等の申請書一式 ※詳細については、裏面をご覧ください。 ④社会保険労務士との委託契約書の写し もしくは 申請委託証明書（社会保険労務士作成） ⑤領収書等（社会保険労務士への支払ったことので分かる書類）の写し ⑥委託料補助金交付請求書
申込期限	雇用調整助成金等の交付決定から45日以内
申請先	多治見市役所産業観光課（本庁舎1階）

お問い合わせ先

多治見市役所 産業観光課 企業支援グループ（本庁舎1階）
TEL：0572-22-1252（ダイヤルイン）
FAX：0572-25-3400
〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地



雇用調整助成金申請書類一式について（市補助金申請時必要書類）

雇用調整助成金を受けた方

5月18日までに申請した場合	<ul style="list-style-type: none">• 雇用調整助成金休業等実施計画（変更）届• 雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書• 雇用調整助成金（休業等）支給申請書• 雇用調整助成金額算定書
5月19日以降に申請した 中規模事業者の場合 （小規模事業者以外）	<ul style="list-style-type: none">• 雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書• 雇用調整助成金（休業等）支給申請書• 雇用調整助成金額算定書
5月19日以降に申請した 小規模事業者の場合	<ul style="list-style-type: none">• 雇用調整助成金支給申請書• 支給申請書別紙 助成率確認票• 休業実績一覧表
6月12日以降に申請した 小規模事業者の場合	<ul style="list-style-type: none">• 雇用調整助成金支給申請書• 休業実績一覧表

緊急雇用安定助成金を受けた方

5月18日までに申請した場合	<ul style="list-style-type: none">• 緊急雇用安定助成金休業実施計画（変更）届• 休業実施事業所の事業活動の状況に関する申出書• 緊急雇用安定助成金支給申請書• 緊急雇用安定助成金助成額
5月19日以降に申請した 中規模事業者の場合 （小規模事業者以外）	<ul style="list-style-type: none">• 休業実施事業所の事業活動の状況に関する申出書• 緊急雇用安定助成金支給申請書• 緊急雇用安定助成金助成額算定書
5月19日以降に申請した 小規模事業者の場合	<ul style="list-style-type: none">• 緊急雇用安定助成金支給申請書• 支給申請書別紙 助成率確認票• 休業実績一覧表
6月12日以降に申請した 小規模事業者の場合	<ul style="list-style-type: none">• 緊急雇用安定助成金支給申請書• 休業実績一覧表